

# 生徒心得

生徒自身が本校の教育方針を理解し、自主的・積極的に規律ある生活を送り、学業に励み、良い校風と伝統を築くために生徒心得を定める。以上の趣旨をよく理解し、主体的に、あるいは、お互いに協力しあって、豊かな高校生活を送ることに努力しなければならない。

## 1. 通学について

自分だけでなく、道路を使用する全ての人の生命を守り、公共心を養う。

- (1) 通学は、電車・バス・自転車・徒歩のみとする。
- (2) 交通法規・マナーを遵守する。(スマートフォン・音楽機器の使用・装着等)
- (3) 登下校の際は、休日も含め、本校指定の制服を着用する。(休日の部活動については教職員の指示に従う。)
- (4) 通学路は人通りのない所や危険な所を避け、事故防止に努める。緊急時は、ひと気のある場所へ逃げ、直ちに110番通報する。帰宅が遅れる場合は、家庭に連絡しておく。
- (5) 交通事故・痴漢・恐喝等に遭遇したら、直ちに110番通報し、その後学校に連絡をする。
- (6) 自転車通学希望者は、自転車通学許可願を提出し、承認を受ける。なお、次の点に注意すること。
  - ア 自転車の点検を受け、所定の位置に、ステッカーを貼る。
  - イ 自転車の整備を怠らず、交通法規を守り、常に安全に心がける。
  - ウ 自転車総合保険に加入する事やヘルメットの着用が望ましい。
- (7) 自動二輪車・四輪車による同乗は、保護者のみとする。

## 2. 生活全般について

法律から校則まで、規則を守ることで、落ち着いた学習環境・生活環境をつくる。

- (1) 法律・条令・校則で禁じている行為(飲酒・喫煙・暴力行為等)をしてはならない。
- (2) 頭髪に加工を加えてはならない。この際、改善の指導に従わない場合は、家庭に連絡の上、一時帰宅させ、改善の後に再登校させる指導をすることがある。
- (3) 欠席・遅刻・早退については、HR担任に届け出る。
- (4) 遅刻した場合は、学年職員室で遅刻カードを書き、授業担当者に遅刻カードを提出する。
- (5) 早退・外出の際は、HR担任の許可を受け、許可証を携行する。
- (6) 原則として午後4時までに下校する。それ以降学校に残る場合は、教職員の指示に従う。

- (7) 土曜、日曜・休日には、原則として登校しない。部活動等で登校した場合は、教職員の指示に従う。
- (8) 定期考査開始1週間前から考査終了まで、部活動等は、原則として中止する。
- (9) 校舎・校具等を破損した場合は、すみやかに届け出て、状況により損害の全額あるいは一部を負担する。
- (10) 所持品は責任をもって保管する。貴重品・多額の現金は持ってこない。遺失・拾得物は、係に届け出る。
- (11) スマートフォンを使用する場合は、マナーを守り、学校の指示に従うこと。

### 3. 校外生活について

#### 生徒の生命・財産を守り、社会生活や学校生活をおびやかす要素を排除する。

- (1) 不健全な場所へは、立ち入らない。
- (2) 夜間の外出（特に午後11時以降）、外泊はしない。
- (3) 友人特に異性との交際は、品位を失わず、互いの人格の尊重と向上に努める。
- (4) アルバイトは、保護者同意のもとにアルバイト許可願を提出し、アルバイト許可証をもらい行う。
- (5) 旅行をする際に学割証が必要な者は、旅行届（学割発行願）を提出する。
- (6) 自分や他の生徒が、事故や災害にかかわったり、補導を受けた時は、ただちに学校・HR担任へ連絡する。

### 4. 交通安全について

#### 自分だけでなく、道路を使用する全ての人の生命を守り、公共心を養う。

- (1) 原動機付自転車・自動二輪車・四輪車等の運転免許の取得については、道路交通法で規定されている年齢に達した時点から、保護者の同意のもと運転免許取得許可願を提出して行う。
- (2) 運転免許の取得のために自動車教習所に入所する場合、運転免許取得許可願の提出は教習所への入所前に行う。

### 5. 政治活動・選挙運動・宗教活動について

#### 信教の自由、思想・信条の自由を相互に尊重しあう社会性と公共性を養う。

- (1) 学校敷地内の政治活動・選挙運動は禁止する。又、主に勧誘等を目的とした宗教活動を禁止する。
- (2) 学校外での活動は、法令等を守って行うこととする。

(3) 上記に違反が見られた場合、指導措置を行う。もしくは、関係機関に通報する。

## 6. インターネット・SNS利用の注意事項について

インターネットやSNS等の利用に伴うトラブルから身を守り、心身の健康を保つ。

以下の行為は禁止とする。

- (1) 個人情報やデマ情報および不用意な情報等を発信すること。
- (2) 他人を誹謗中傷することや他人の名誉を傷つけること。
- (3) 他人になりすまして虚偽のメッセージを送ること。
- (4) 無関係なメッセージを大量に発信すること。
- (5) 本人の許可なく個人の情報を入手したり、ID・パスワード等を不正利用すること。
- (6) 政治的・宗教的な勧誘及び物品の宣伝・販売をすること。
- (7) 他人に同じ内容を転送することを要請すること。
- (8) 画像・文書・音楽などの違法コピー。
- (9) 不正アクセス・コンピュータウイルスによる破損行為。
- (10) 過度に利用をし、依存すること。
- (11) SNSを利用したいじめ行為。

## 7. 下記の場合には、所定の手続きを経て許可を得る。

- (1) 授業以外での校舎、校庭、校具の利用
- (2) 生徒主催の校内集会など
- (3) ポスター等の掲示、印刷物の配布
- (4) 生徒による、金品の徴収
- (5) 合宿、大会、発表会など

## 補足

生徒心得及び校則に不都合がある場合は、まず、担任・学年生徒指導部職員・学年主任に申し出ること。必要性を考慮し、生徒指導部会・職員会議で協議するものとする。